

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

規 則

- 北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 2
- 支庁長事務委任規則の一部を改正する規則..... (人事課) 17
- 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則..... (企業局) 17

訓 令

- 北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令..... (総務部総務課) 17
- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 18
- 考査監設置規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 31
- 北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 31
- 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 31
- 北海道電子情報管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 32
- 北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令..... (管財課) 32
- 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令..... (北方領土対策本部) 33
- 北海道広報・広聴事務処理規程の一部を改正する訓令..... (広報広聴課) 33

道企業局管理規程

- 北海道企業局組織規程の一部を改正する規程..... 33

道議会訓令

- 北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令..... 35
- 北海道議会議務局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 35
- 北海道議会議務局公印規程の一部を改正する訓令..... 36
- 北海道議会議務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令..... 37
- 北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 37

道監査委員訓令

- 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 37

道監査委員告示

- 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正..... 38

公布された規則のあらまし

北海道行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第67号)

1 趣旨

道の行政組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 総務部の団体指導室を廃止し、同部に行財政システム改革推進室を設置することとした。
- (2) 総合企画部の政策推進評価課及び構造改革推進課を廃止し、同部に計画室を設置することとした。
- (3) 保健福祉部の児童家庭課を廃止し、同部に子ども未来づくり推進室を設置することとした。
- (4) 水産林務部の栽培振興課及び資源管理課を廃止し、水産振興課及び漁業指導課を設置することとした。
- (5) 出納局の指導検査室及び審査課を廃止し、指導審査課を設置することとした。
- (6) 環境生活部の廃棄物対策課を循環型社会推進課に、保健福祉部の地域医療課を医療政策課に、保健予防課を疾病対策課に、保健予防課精神保健福祉対策室を疾病対策課精神保健福祉推進室に、薬務課を医務薬務課に、建設部の河川課ダム室を河川課河川開発室に改称することとした。
- (7) 支庁の税務部の執行体制を整備することとした。
- (8) 新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応していくため、現行の係制に代わるグループ制を本庁において実施することとした。
- (9) その他職の設置等に係る規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則 (規則第68号)

1 趣旨及び内容

支庁における所属職員の本庁係長相等職への昇任等の発令に関する事務の支庁長への委任を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則 (規則第69号)

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

- 1 趣旨
企業局の組織機構の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
- 2 内容
「課長補佐」の職を削ることとした（両規則とも第1号関係）。
- 3 施行期日
この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「部、室、課及び係」を「部、室、課及びグループ」に、「（第5条・第6条）」を「（第5条 - 第6条の2）」に、「係の分掌事務等」を「グループの分掌事務等」に改める。

「第1節 部、室、課及び係」を「第1節 部、室、課及びグループ」に改める。

第5条第2項中「団体指導室」を「行財政システム改革推進室」に改め、「政策室」の次に「計画室」を、「道立病院管理室」の次に「及び子ども未来づくり推進室」を加える。

第6条の見出しを「（課）」に改め、同条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、「を置き、課（国際課、情報政策課、情報基盤課、環境政策課、森林活用課、道有林課及び技術管理課を除く。）にそれぞれ同表の右欄に掲げる係」を削り、同項の表を次のように改める。

室 名	課 名
知 事 室	秘書課 国際課
総合防災対策室	防災消防課 原子力安全対策課
政 策 室	広報広聴課
地 域 振 興 室	地域政策課 市町村課
交 通 企 画 室	交通企画課

I T 推 進 室	情報政策課 情報基盤課
環 境 室	環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 自然環境課
生活文化・青少年室	文化振興課 生活振興課
森 林 環 境 室	森林活用課 道有林課
建 設 管 理 室	建設情報課 技術管理課
建 築 整 備 室	計画管理課 建築課 設備課

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる課を置く。

部 名	課 名
総 務 部	総務課 人事課 財政課 法制文書課 職員厚生課 管財課 税務課 学事課
総 合 企 画 部	総務課 科学技術振興課 土地水対策課 経済調査課 統計課 道民相談センター
環 境 生 活 部	総務課
保 健 福 祉 部	総務課 国民健康保険課 医療政策課 疾病対策課 地域保健課 食品衛生課 医務業務課 地域福祉課 高齢者保健福祉課 介護保険課 障害者保健福祉課 保護課
経 済 部	総務課 資源エネルギー課 産業立地課 産業振興課 地域産業課 金融課 貿易経済交流課 雇用対策課 労政福祉課 人材育成課 観光振興課
農 政 部	農政課 事業調整課 農地調整課 農業経済課 土地改良指導課 農業改良課 農村計画課 設計課 農村振興課 農地整備課 農村整備課 農産園芸課 酪農畜産課
水 産 林 務 部	総務課 企画調整課 水産経営課 水産振興課 漁港漁村課 漁業管理課 漁業指導課 木材振興課 森林計画課 林業振興課 森林整備課 治山課
建 設 部	総務課 企画調整課 道路計画課 道路整備課 河川課 空港港湾課 砂防災害課 まちづくり推進課 都市計画課 都市環境課 公園下水道課 建築指導課 住宅課

- 3 前2項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室及びセン

ターを置く。

課 名	室 及 び セ ン タ ー 名
総務部知事室国際課	ロシア室 パスポートセンター
総務部総合防災対策室防災消防課	防災航空室
総務部法制文書課	行政情報センター
総務部職員厚生課	健康管理室
環境生活部環境室自然環境課	野生生物室
環境生活部生活文化・青少年室生活振興課	消費生活室
環境生活部総務課	アイヌ施策推進室
保健福祉部総務課	企画調整室
保健福祉部医療政策課	看護対策室
保健福祉部疾病対策課	精神保健福祉推進室
経済部総務課	企画調整室
経済部資源エネルギー課	石炭対策室
建設部総務課	用地管理室
建設部道路計画課	高速道室 市町村道室
建設部河川課	河川開発室

第6条第4項から第8項までを削る。

第2章第1節第1款中第6条の次に次の1条を加える。

(グループ)

第6条の2 前2条の規定により設けられた室及び課(知事が別に定めるものを除く。)の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第7条第2項の総務部団体指導室の事項を次のように改める。

総務部行財政システム改革推進室

- (1) 行財政システム改革の総合調整に関する事。
- (2) 予算の執行に係る改善措置に関する事。
- (3) 行政事務の管理及び改善の総合調整に関する事。
- (4) 建設工事等に係る入札契約手続の監視に関する事。

(5) 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関する事。

(6) 関与団体の点検評価及び運営指導に係る事務の総括に関する事。

(7) 外部監査に関する事。

第7条第2項の総合企画部政策室の事項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号から第14号までを4号ずつ繰り上げ、同事項の次に次の1事項を加える。

総合企画部計画室

- (1) 道の総合開発計画に関する事。
- (2) 開発関係予算の総合調整に関する事。
- (3) 開発に係る財政投融资に関する事。
- (4) 社会資本整備の改革の総合調整に関する事。
- (5) 地方行政連絡会議に関する事。

第7条第2項の環境生活部環境室の事項第2号中「廃棄物対策」を「循環型社会の推進」に改め、同項の保健福祉部道立病院管理室の事項の次に次の1事項を加える。

保健福祉部子ども未来づくり推進室

- (1) 少子化対策についての総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 児童及び母子に係る保健医療福祉に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

第7条第2項の農政部道産食品安全室の事項第1号中「農産物」の次に「及び農業生産資材」を加え、同事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 有機農業に関する事。

第8条の2第1項の防災消防課の事項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) プレジャーボート等の事故防止等の調整に関する事(他部の主管に属するものを除く。)

第9条第1項の総務課の事項中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第13号までを4号ずつ繰り上げる。

第9条の2の見出しを「(総合企画部政策室の課)」に改め、同条中「総合企画部政策室各課」を「総合企画部政策室の課」に改め、同条の政策推進評価課の事項及び構造改革推進課の事項を削る。

第10条中「政策室各課」を「政策室の課」に改め、同条の総務課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同条の土地水対策課の事項第7号中「水資源の需給調整」を「水の有効利用」に改め、同事項第9号を削る。

第10条の2第1項の環境政策課の事項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加

える。

- (7) 空き缶等の散乱の防止に係る施策の推進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第10条の2第1項の廃棄物対策課の事項を次のように改める。

循環型社会推進課

- (1) 循環型社会の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
 (2) 廃棄物等の発生抑制及び循環的利用の促進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
 (3) 一般廃棄物の処理に関すること。
 (4) 産業廃棄物の処理に関すること。
 (5) フロン類の処理に関すること。
 (6) 墓地、火葬場及び納骨堂に関すること。
 (7) 胞衣及び産わい物の処理に関すること。
 (8) 建築物の衛生に関すること。

第10条の3第1項の生活振興課の事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同事項第7号中「物価並びに消費者保護対策」を「消費者保護及び物価対策」に改め、同号を同事項第6号とし、同事項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項中「第10号」を「第9号」に改める。

第12条第1項の地域医療課の事項及び保健予防課の事項を次のように改める。

医療政策課

- (1) 地域医療に係る企画及び総合調整に関すること。
 (2) 医療の普及及び向上に関すること。
 (3) 救急医療に関すること。
 (4) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
 (5) 診療所、衛生学院及び看護学院に関すること。

疾病対策課

- (1) 疾病対策の企画及び総合調整に関すること。
 (2) 結核の予防及び医療に関すること。
 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。
 (4) 特定疾患に関すること。
 (5) 原子爆弾被爆者の医療及び健康診断に関すること。
 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
 (7) その他公衆衛生に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
 (8) 精神保健福祉センターに関すること。

第12条第1項の地域保健課の事項第1号中「成人病」を「生活習慣病」に改め、同事項第3号中「栄養調査」を「健康・栄養調査」に改め、同事項第4号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の食品衛生課の事項第2号中「と畜場」を「とちく場」に改め、同項の業務課の事項を次のように改める。

医務業務課

- (1) 医療施設及び医療法人に関すること。
 (2) 医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
 (3) 医療社会事業に関すること。
 (4) 死体の解剖及び保存に関すること。
 (5) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関すること。
 (6) 薬局並びに医薬品等の製造業及び販売業に関すること。
 (7) 毒物、劇物等の取締りに関すること。
 (8) 覚せい剤の取締りに関すること。
 (9) 麻薬、向精神薬、あへん及び大麻の取締りに関すること。
 (10) 血液製剤の安定供給の確保に関すること。
 (11) 臓器等の移植医療の推進に関すること。
 (12) 温泉に関すること。
 (13) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
 (14) その他薬事に関すること。

第12条第1項の障害者保健福祉課の事項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 特別児童扶養手当等に関すること。

第12条第1項の児童家庭課の事項を削り、同条第3項中「地域医療課」を「医療政策課」に、「第7号に掲げる」を「第4号に掲げる事務及び看護学校に関する」に改め、同条第4項中「精神保健福祉対策室」を「精神保健福祉推進室」に、「保健予防課」を「疾病対策課」に、「第7号及び第11号」を「第6号及び第8号」に改める。

第13条の2第1項の地域産業課の事項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 卸売市場に関すること。

第14条の農業改良課の事項第3号中「農山漁家」を「農山漁村」に改め、同事項に次の1号を加える。

- (9) 農業生産資材に関すること（他室の主管に属するものを除く。）。

第14条の農村計画課の事項第3号中「の策定」を削り、同事項第5号中「グリーン・ツーリズム」の次に「の推進」を加え、同条の農村振興課の事項第6号中「アイヌ地区農林漁業対策」を「アイヌ農林漁業対策」に改める。

第15条の森林活用課の事項第3号中「及び緑化の推進」を削り、同事項第5号を第6号とし、同事項第4号中「環境づくり」を「環境づくり計画の推進」に改め、同号を同事項第5号とし、同事項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緑化の推進に関する事。

第16条の企画調整課の事項第2号を次のように改める。

(2) 水産業・漁村の振興施策及び森林づくりを進めるための施策の企画及び総合調整に関する事。

第16条の企画調整課の事項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを削り、同条の水産経営課の事項及び栽培振興課の事項を次のように改める。

水産経営課

- (1) 水産業協同組合その他の水産関係団体に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水産金融に関する事。
- (3) 漁船保険及び漁業共済に関する事。
- (4) 漁業生産構造の改革に関する事。
- (5) 漁業経営の改善に関する事。
- (6) 沿岸漁業の振興に関する事。
- (7) 漁業者の研修及び就業に関する事。
- (8) 漁業の担い手確保に関する事。
- (9) 漁船海難防止に関する事。
- (10) 漁村の活性化に関する事。
- (11) 水産物の衛生管理に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 水産食品産業の振興に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。
- (13) 漁業研修所に関する事。

水産振興課

- (1) 水産業に係る環境保全に関する事。
- (2) 栽培漁業に関する事。
- (3) 沿岸漁場の整備開発に関する事。
- (4) 沿岸水産資源開発区域に関する事。
- (5) 水産に係る試験研究等の調整に関する事。
- (6) 漁業技術の改良普及に関する事。

(7) 水産試験場、栽培漁業総合センター及び水産孵化場に関する事。

第16条の漁業管理課の事項第3号から第6号までを削り、第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同事項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 漁船に関する事。
- (2) 海区漁業調整委員会との連絡に関する事。
- (3) 漁業資源の管理に関する事。
- (4) 漁業資源の回復に関する事。

第16条の資源管理課の事項を次のように改める。

漁業指導課

- (1) 水産資源の保護及び内水面漁業の振興に関する事。
- (2) 内水面漁場管理委員会との連絡に関する事。
- (3) 遊漁船業の適正化に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 漁業の取締り並びに漁業取締船の維持及び運航に関する事。
- (5) 国際漁業関連対策の企画及び総合調整に関する事。
- (6) 外国との漁業協定及び漁業協力等に関する事。

第16条の木材振興課の事項第1号及び第2号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第3号を削り、同条の森林計画課の事項第4号を削り、第5号を第4号とし、同事項第6号中「大規模林業圏開発」を「大規模林業圏開発林道」に改め、同号を同事項第5号とし、同条の林業振興課の事項に次の1号を加える。

(7) 特用林産物に関する事。

第16条の治山課の事項に次の1号を加える。

(5) 民有林の土地利用調整に関する事。

第17条の技術管理課の事項第1号中「設計基準等」を「施工管理」に改め、同事項第2号中「施工管理」を「積算基準等」に改める。

第20条第1項の道路整備課の事項を次のように改める。

道路整備課

- (1) 道路の整備に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (2) 道路の管理に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (3) 道路の維持に関する事。

第20条第1項の都市環境課の事項を次のように改める。

都市環境課

- (1) 都市計画事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 都市計画道路に関する事。
- (3) 土地区画整理事業に関する事。
- (4) 開発行為及び宅地造成に関する事。

(5) 住宅宅地に関すること。

第20条第1項の公園下水道課の事項第1号中「都市公園」の次に「及び緑地」を加え、同条第5項中「ダム室」を「河川開発室」に改める。

「第3目 係の分掌事務等」を「第3目 グループの分掌事務等」に改める。

第21条第1項から第3項までの規定中「係」を「グループ」に改め、同条第4項中「第3項」を「前3項」に改め、「受けるもの」の次に「及びグループを置かないもの」を、「室長」の次に「又は参事」を加える。

第23条第1項中「指導検査室及び」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 出納局に総務課、指導審査課、経理課及び物品管理課を置く。

第23条の次に次の1条を加える。

(グループ)

第23条の2 前条の規定により設けられた室及び課の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第24条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項の総務課の事項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同項の審査課の事項中「審査課」を「審査指導課」に改め、同事項に次の4号を加え、同項を同条第2項とする。

- (3) 財務事務の指導に関すること。
- (4) 財務事務の検査に関すること。
- (5) 会計職員の研修に関すること。
- (6) 会計検査院の検査の総括に関すること。

第25条（見出しを含む。）中「係」を「グループ」に改める。

第28条の見出しを「（危機総括監等の庶務）」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

危 機 総 括 監	総務部知事室
職 員 監	総務部総務課
技 監	職が置かれている部の代表課

第29条の表中

北海道総合開発委員会	総合企画部	政策室政策推進 評価課
北海道政策評価委員会		政策室政策推進 評価課

を

北海道総合開発委員会	総合企画部	計画室
北海道政策評価委員会		政策室

に、

北海道医療審議会	地域医療課
准看護師試験委員	地域医療課

を

准看護師試験委員	医療政策課
----------	-------

に、「保健予防課」を「疾病対策課」に、

北海道地方薬事審議会	薬務課
北海道麻薬中毒審査会	薬務課

を

北海道地方薬事審議会	医務薬務課
北海道麻薬中毒審査会	医務薬務課
北海道医療審議会	医務薬務課

に、

北海道建設業審議会	建設管理室建設 情報課
-----------	----------------

を

北海道建設業審議会	建設管理室建設 情報課
北海道事業認定審議会	総務課

に改める。

第38条第1項の表を次のように改める。

支 庁 名	部 名	課 (室) 名
石狩支庁	総務部	総務課 会計課 課税課 納税課 社会福祉課
	地域政策部	地域政策課 振興課 環境生活課
	経済部	商工労働観光課 建設指導課 林務課 水産室
	農業振興部	農務課 調整課 整備課
渡島支庁 胆振支庁 十勝支庁 釧路支庁	総務部	総務課 会計課 社会福祉課
	地域政策部	地域政策課 振興課 環境生活課
	税務部	課税課 納税課
	経済部	商工労働観光課 建設指導課 林務課 水産課
	農業振興部	農務課 調整課 整備課
檜山支庁 留萌支庁 宗谷支庁 網走支庁 日高支庁	総務部	総務課 会計課 税務課 社会福祉課
	地域政策部	地域政策課 振興課 環境生活課
	経済部	商工労働観光課 建設指導課 林務課 水産課
	農業振興部	農務課 調整課 整備課
	後志支庁	総務部
空知支庁 上川支庁	地域政策部	地域政策観光課 振興課 環境生活課
	経済部	商工労働課 建設指導課 林務課 水産課
	農業振興部	農務課 調整課 整備課
	総務部	総務課 会計課 社会福祉課
	税務部	課税課 納税課
根室支庁	地域政策部	地域政策観光課 振興課 環境生活課 北方領土対策室
	経済部	商工労働課 建設指導課 林務課 水産課
	総務部	総務課 会計課 税務課 社会福祉課
	農務課 調整課 整備課	

農業振興部	農務課 調整課 整備課
-------	-------------

第40条第3項の環境生活課の事項第4号中「及び男女平等参画の推進」を削り、同事項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 男女平等参画の推進並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
第40条第4項の管理課の事項を削り、同項の課税課の事項第1号から第3号までの規定中「(管理課を置く支庁にあっては、管理課の主管に属するものを除く。)」を削り、同事項第4号中「(上川支庁を除く。)」を削り、同項の納税課の事項第1号から第3号までの規定中「(管理課を置く支庁にあっては、管理課の主管に属するものを除く。)」を削り、同事項第4号中「(上川支庁を除く。)」を削り、同条第5項の建設指導課の事項に次の1号を加える。

(13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

第110条に次の1項を加える。

3 北見保健所及び釧路保健所においては、前2項の課のほか、食肉検査課を置く。
第111条第1項の企画総務課の事項第9号を次のように改める。

(9) 血液製剤の安定供給の確保に関すること。

第111条第1項の健康推進課の事項中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同事項第11号中「栄養調査」を「健康・栄養調査」に改め、同号を同事項第12号とし、同事項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 子育て支援に関すること。

第111条第2項の健康推進課の事項及び地域保健推進課の事項中「及び第15号」を「、第10号及び第16号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 北見保健所及び釧路保健所においては、前項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

第1項の生活衛生課の分掌事務のうち第2号及び第3号(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)に掲げる事務

第119条中「庶務課、企画指導課」を「企画総務課」に改め、同条の庶務課の事項を次のように改める。

企画総務課

(1) 庶務に関すること。

(2) 財務に関すること。

(3) 身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の入所調整に関すること。

- (4) 身体障害者及び知的障害者の更生援護に係る専門的な技術的援助等に関すること。
- (5) 心身障害者に対する生活指導に関すること。
- (6) 関係機関との連絡等に関すること。
- (7) その他他課の主管に属しないこと。

第119条の企画指導課の事項を削る。

第120条第3項第1号中「身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の入所調整」を「身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の入所調整」に改め、同項第2号中「身体障害者」の次に「及び知的障害者」を加える。

第122条を次のように改める。

（所掌事務）

第122条 精神保健福祉センターは、次の事務を所掌する。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- (3) 精神医療審査会の事務を行うこと。
- (4) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

第123条中「相談部、指導部及び研究調査部」を「保健福祉推進部、相談研究部及び地域支援部」に改め、同条の庶務課の事項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条の相談部の事項から研究調査部の事項までを次のように改める。

保健福祉推進部

- (1) 精神保健福祉施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及を行うこと。
- (3) 精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療に関すること。

相談研究部

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導を行うこと。
- (2) 臨床心理テストを行うこと。
- (3) 精神医学的診察及び治療を行うこと。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する調査研究を行うこと。

地域支援部

- (1) 精神保健福祉相談員その他の精神保健福祉指導者に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する研修を行うこと。
- (2) 地域の精神保健福祉活動の推進に関する関係機関への技術的支援を行うこと。

第155条第2項の表北海道計量検定所函館支所の項中「檜山支庁所管区域」を「檜山支庁

所管区域 後志支庁所管区域（島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、倶知安郡倶知安町、岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村における特定計量器の検査に関することに限る。）」に改める。

第218条に次の1項を加える。

3 水産孵化場の資源管理部に計画管理室を置き、次の事務を分掌させる。

計画管理室

さけ・ます増殖事業の計画及び管理に関すること。

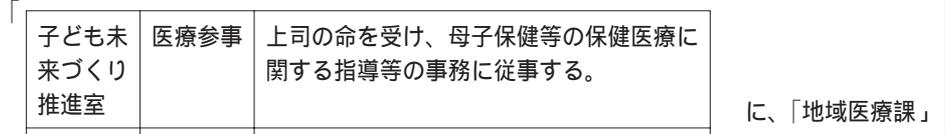
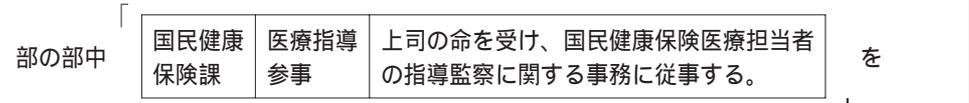
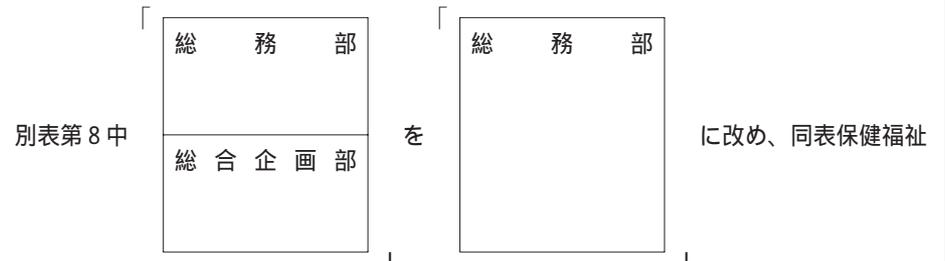
第248条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り、第7項を第5項とする。

第279条の3の表以外の部分中「課（室）」を「部、課（室）」に改め、同条の表中「庶務担当課（室）」を「庶務担当部、課（室）」に、「精神保健福祉センター庶務課」を「精神保健福祉センター保健福祉推進部」に改める。

第291条第2項中「又は事務補若しくは技術補又は嘱託」を削り、同条第4項第1号中「室長補佐」を削る。

別表第8係の部を次のように改める。

部、室、課並びに課に置く室及びセンター	主 幹	上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
---------------------	-----	-----------------------------------



国民健康 保険課	医療指導 参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導監察に関する事務に従事する。
-------------	------------	--------------------------------------

を「医療政策課」に改め、保健予防課の項中「保健予防課」を「疾病対策課」に、「精神保健福祉、母子保健」を「特定疾患対策、精神保健福祉」に改め、地域保健課の項の次に次のように加える。

医務薬務 課	医療参事	上司の命を受け、医療安全相談及び医療技術に係る医療監視に関する事務に従事する。
-----------	------	---

別表第8水産林務部の部中「企画調整課」を「水産振興課」に改める。

別表第8その2総務部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項の次に次のように加える。

総務部知事室	次に掲げる事務 1 知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関すること。 2 危機管理に関すること。
総務部行財政システム改革推進室	次に掲げる事務 1 行財政システム改革の総合調整に関すること。 2 予算の執行に係る改善措置に関すること。 3 行政事務の管理及び改善の総合調整に関すること。 4 建設工事等に係る入札契約手続の監視に関すること。 5 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。 6 関与団体の点検評価及び運営指導に係る事務の総括に関すること。 7 外部監査に関すること。

別表第8その2総務部団体指導室の項を削り、同表総合企画部政策室の項第3号から第5号までを次のように改める。

- 3 政策評価の企画及び調整に関すること。
- 4 自主・自律化の企画及び総合調整に関すること。
- 5 市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

別表第8その2総合企画部政策室の項に次の5号を加える。

- 6 行政運営の基本原則の企画調整に関すること。
- 7 地方分権の推進に関すること。

- 8 支庁制度の見直しに関すること。
- 9 全国知事会との連絡に関すること。
- 10 専門委員会に関すること。

別表第8その2総合企画部政策室の項の次に次のように加える。

総合企画部計画室	次に掲げる事務 1 道の総合開発計画に関すること。 2 開発関係予算の総合調整に関すること。 3 開発に係る財政投融资に関すること。 4 社会資本整備の改革の総合調整に関すること。 5 地方行政連絡会議に関すること。
----------	---

別表第8その2保健福祉部道立病院管理室の項の次に次のように加える。

保健福祉部子ども未来づくり推進室	次に掲げる事務 1 少子化対策についての総合的な企画及び調整に関すること。 2 児童及び母子に係る保健医療福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
------------------	---

別表第8その2農政部道産食品安全室の項第1号中「農産物」の次に「及び農業生産資材」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 6 有機農業に関すること。

別表第8その2出納局指導検査室の項、総務部総務課の項、総合企画部政策室政策推進評価課の項、総合企画部政策室構造改革推進課の項及び総合企画部土地水対策課の項を削り、同表環境生活部環境室廃棄物対策課の項を次のように改める。

環境生活部環境室循環型社会推進課	産業廃棄物の処理に関する事務
------------------	----------------

別表第8その2保健福祉部地域医療課の項中「保健福祉部地域医療課」を「保健福祉部医療政策課」に改め、同表農政部農産園芸課の項を次のように改める。

農政部農産園芸課	次に掲げる事務 1 農産物の価格及び生産対策に関すること。 2 水田農業に関すること。
----------	---

別表第8その2水産林務部企画調整課の項を削り、同表水産林務部水産経営課の項から水

産林務部資源管理課の項までを次のように改める。

水産林務部水産 経営課	次に掲げる事務 1 水産業協同組合の合併等に関する事 2 水産物の衛生管理に関する事（他部の 主管に属するものを除く。） 3 水産食品産業の振興に関する事（他 部の主管に属するものを除く。）
水産林務部水産 振興課	次に掲げる事務 1 水産に係る試験研究等の調整に関 する事。 2 漁業技術の改良普及に関する事。 3 水産試験場、栽培漁業総合センター 及び水産孵化場に関する事。
水産林務部漁業 管理課	次に掲げる事務 1 漁業資源の管理に関する事（さけ・ ますに係るものに限る。） 2 漁業権に関する事（さけ・ますに係 るものに限る。） 3 漁業の許可及び操業の調整その他の 漁業の調整に関する事（さけ・ますに 係るものに限る。）
水産林務部漁業 指導課	国際漁業に関する事務

別表第8その2水産林務部治山課の項を次のように改める。

水産林務部治山 課	次に掲げる事務 1 林地開発行為の許可に関する事。 2 民有林の土地利用調整に関する事。
--------------	--

別表第8その2建設部建築整備室計画調整課の項中「建設部建築整備室計画調整課」を「建設部建築整備室計画管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

建設部総務課	次に掲げる事務 1 土木事業用地に関する事。 2 土地収用法に関する事（収用委員会 事務局の主管に属するものを除く。） 3 廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処 分に関する事（他課の主管に属する ものを除く。） 4 測量の公示等に関する事。
--------	---

	5 公有地の拡大の推進に関する事（他 部の主管に属するものを除く。） 6 部に属する不服申立て及び訴訟並び に法律上道の義務（他部の主管に属 するものを除く。）に属する損害賠償 に関する事（他課の主管に属するもの を除く。）
--	--

別表第8その2に次のように加える。

出納局指導審査 課	次に掲げる事務 1 財務事務の指導に関する事。 2 財務事務の検査に関する事。 3 会計職員の研修に関する事。 4 会計検査院の検査の総括に関する事。
--------------	---

別表第9総務部の項を削り、同表課の項の課長補佐の事項を削り、同表課（係を置かない課に限る。）の項を削り、同表中

部 室 課 セ ン タ ー	主 幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務についての調査、企画、立案等に従事する。
	主 査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
部	参 事	上司の命を受け、公共団体又は公共団体の指導等に関する事務に従事する。

を

部 室 課 に 置 く 室 セ ン タ ー	主 査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
---	-----	--------------------------------

に

改める。

別表第10の(1)の表心身障害者総合相談所の項主任身体障害者福祉司の事項の次に次のように加える。

主任知的障 害者福祉司	上司の命を受け、知的障害者福祉司を総括し、知的障害者の福祉に関する専門的な事務に従事する。
----------------	---

別表第10の(1)の表心身障害者総合相談所の項身体障害者福祉司の事項の次に次のように加える。

知的障害者福祉司 上司の命を受け、知的障害者の福祉に関する専門的な事務に従事する。

別表第10の(1)の表支庁の総務部の社会福祉課の項を削り、同表第10の(2)の表留萌保健所の支所の項を削る。

別表第11の(1)の表中 「衛生研究所 大阪事務所」を「衛生研究所」に、

「衛生学院 旭川高等看護学院」を「旭川高等看護学院」に、

「森づくりセンター 道民の森活動促進センター」を

「森づくりセンター」に、「東京事務所 衛生学院の総務課」を「衛生学院の総務課」に改め、同表北方

建築総合研究所の項及び支庁の地域政策部の地域政策課の項を削り、同表支庁の農業振興部の農務課の項の次に次のように加える。

支庁の農業振興部の調整課 上司の命を受け、農業農村整備事業に関する特定の事務に従事する。

別表第11の(1)の表東京事務所の項中「東京事務所」の次に「の課」を加え、保健所の項及び土木現業所の事業部の治水課の項を削り、同表中 「道立病院の課」を

「道立病院の課 道立精神病院の課」に、「支庁の部の課の室 東京事務所」を「支庁の部の課の室」に、

「苫小牧地方環境監視センター 開拓記念館の部」を「苫小牧地方環境監視センターの課 開拓記念館の部の課」に、「中央児童相談所の室 児童相談所の課」を

「中央児童相談所の室」に「心身障害者総合相談所の課 保健所」を「心身障害者総合相談所の課」に、

「精神保健福祉センターの部 衛生研究所の部の課及び室」を「精神保健福祉センターの部」に、「道立病院の課 衛生学院の課」を

「道立病院の課 道立精神病院の課」に、「工業試験場の部の課 地質研究所の部の課 高等技術専門学院」を「計量検定所の課 工業試験場の部の課 工業試験場のセンターの課 地質研究所の部の課」に、

「高等技術専門学院の室、」を「高等技術専門学院の」に、「農業試験場の部、室及び課」を「農業試験場の部、室、課及びセンターの室」に、「競馬事務所」を「競馬事務所の課」に、「水産孵化場の室」を「水産孵化場の部の室」に、「森づくりセンターの課」を

「森づくりセンター 森づくりセンターの課」に、「林産試験場の課」を「林産試験場の部の課」に、「消防学校の教務課」を「消防学校」に、

「小児総合保健センター」放射線科部 検査部 上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。

小児総合保健センター	放射線科部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。	に、
	検査部			

支庁の経済部の林務課、支庁の農業振興部の農業農村整備事業を担当する課を、支庁の経済部の林務課、支庁の農業振興部の整備課に、支庁の農業振興部の農業農村整備事業を担当する課を、支庁の農業振興部の調整課に、開拓記念館を、開拓記念館の部に、「試験研究機関を所掌する出先機関」を「試験研究機関を所掌する出先機関の部、センター及びセンターの部」に改める。

別表第11の(2)の表中保健所の支所の項を削り、同表心身障害者総合相談所の支所の項身体障害者福祉司の事項の次に次のように加える。

知的障害者福祉司	上司の命を受け、知的障害者の福祉に関する専門的な事務に従事する。
----------	----------------------------------

別表第11の(2)の表中、支庁の耕地出張所、留萌支庁の防災ダム建設事務所を、支庁の耕地出張所に改める。

別表第14事務局の部事務局参事の項中「経営管理」の次に「及び医療システム」を加え、同部事務局主幹の項の次に次のように加える。

事務局主査	上司の命を受け、事務局の主管に属する特定の事務に従事する。
-------	-------------------------------

別表第14中、

課
部室課

を、

課

に、

薬剤部の調剤係	調剤主任	上司の命を受け、担任の業務を処理する。	を
看護部	副看護師長	看護師又は看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理する。	
中央写真室	主任写真技師	上司の命を受け、室の専門の技術に関し、室長を補佐する。	

看護部	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理する。	に改める。
中央写真室	主任写真技師	上司の命を受け、室の専門の技術に関し、室長を補佐する。	
部室	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。	

別表第15の(2)の表中主事補の項、技術補の項、翻訳員の項及び電気技術員の項を削り、

診療放射線技師、診療エックス線技師を、診療放射線技師に、「保健士」を「保健師」に、「准看護師」を「准看護師」に改め、家畜人工授精師の項、舎監の項、司書補の項、タイピストの項、電話保守員の項、事務生の項、管理員の項、寮母の項及び介護員の項を削る。

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成15年6月1日から施行する。
- (経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の部、室、課又は課の室及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる本庁の室、課又は課の室及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部（入札手続等の指導及び監察に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行財政システム改革推進室
総務部団体指導室	総務部行財政システム改革推進室
総務部総務課（道政改革及び外部監査に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行財政システム改革推進室
総合企画部政策室（開発予算及び社会資本整備等に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部計画室
総合企画部政策室（フィルム・コミッションに係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合企画部地域振興室地域政策課
総合企画部政策室政策推進評価課	総合企画部政策室
総合企画部政策室構造改革推進課	総合企画部政策室
環境生活部環境室廃棄物対策課	環境生活部環境室循環型社会推進課
保健福祉部地域医療課（医務業務に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	保健福祉部医務業務課
保健福祉部地域医療課（医務業務に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部疾病対策課
保健福祉部地域医療課看護対策室	保健福祉部医療政策課看護対策室
保健福祉部保健予防課（母子保健及び医療福祉に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	保健福祉部疾病対策課

保健福祉部保健予防課（母子保健及び医療福祉に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども未来づくり推進室
保健福祉部保健予防課精神保健福祉対策室	保健福祉部疾病対策課精神保健福祉推進室
保健福祉部業務課	保健福祉部医務業務課
保健福祉部児童家庭課	保健福祉部子ども未来づくり推進室
農政部道産食品安全室（農業生産資材に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業改良課
水産林務部企画調整課（漁業担い手育成及び水産物の衛生管理に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産経営課
水産林務部企画調整課（水産に係る研究、普及及び環境保全に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産振興課
水産林務部栽培振興課（漁業経営の構造改革、さけ・ますの増殖並びに内水面の管理及び振興に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産林務部水産振興課
水産林務部栽培振興課（漁業経営の構造改革に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産経営課
水産林務部栽培振興課（さけ・ますの増殖に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部漁業管理課
水産林務部栽培振興課（内水面の管理及び振興に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部漁業指導課
水産林務部漁港漁村課（漁村の振興に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	水産林務部水産経営課

水産林務部漁業管理課（内水面、遊漁及び国際漁業に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部漁業指導課
水産林務部資源管理課（資源評価及び資源計画並びに漁業経営の構造改革に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産林務部漁業指導課
水産林務部資源管理課（資源評価及び資源計画に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部漁業管理課
水産林務部資源管理課（漁業経営の構造改革に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	水産林務部水産経営課
水産林務部木材振興課（特用林産物に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林業振興課
水産林務部森林計画課（民有林の土地利用に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部治山課
建設部道路計画課市町村道室	建設部道路計画課高速道室
建設部河川課ダム室	建設部河川課河川開発室
出納局総務課（財務事務の指導及び会計職員研修に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	出納局指導審査課
出納局指導検査室	出納局指導審査課
出納局審査課	出納局指導審査課
精神保健福祉センター相談部	精神保健福祉センター保健福祉推進部
精神保健福祉センター指導部	精神保健福祉センター相談研究部
精神保健福祉センター研究調査部	精神保健福祉センター地域支援部
札幌高等技術専門学院職業能力開発研究室	経済部人材育成課

せられないものは、本庁における当該室又は課の主幹又は主査の職を命ぜられたものとする。

4 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

総務部北方領土対策本部企画調整係長	総務部北方領土対策本部主査
総務部北方領土対策本部振興係長	総務部北方領土対策本部主査
総合企画部政策室政策推進評価課長補佐	総合企画部政策室主幹
総合企画部政策室政策推進評価課企画調整係長	総合企画部政策室主査
総合企画部政策室構造改革推進課長補佐	総合企画部政策室主幹
総合企画部政策室構造改革推進課企画調整係長	総合企画部政策室主査
環境生活部環境室廃棄物対策課長補佐	環境生活部環境室循環型社会推進課主幹
環境生活部環境室廃棄物対策課企画調整係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
環境生活部環境室廃棄物対策課産業廃棄物指導係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
環境生活部環境室廃棄物対策課産業廃棄物施設係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
環境生活部環境室廃棄物対策課一般廃棄物係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
環境生活部環境室廃棄物対策課循環型計画係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
環境生活部環境室廃棄物対策課循環型産業係長	環境生活部環境室循環型社会推進課主査
保健福祉部総務課企画調整室主査（支庁制度改革に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	保健福祉部総務課主査
保健福祉部地域医療課長補佐	保健福祉部医療政策課主幹
保健福祉部地域医療課企画調整係長	保健福祉部医療政策課主査

3 次項に掲げるものを除き、この規則の施行の日の前日において現に本庁の室又は課（課に置く室及びセンターを含む。）の課長補佐又は係長の職にある者であって別に辞令を発

保健福祉部地域医療課地域医療係長	保健福祉部医療政策課主査	水産林務部栽培振興課構造改善係長	水産林務部水産経営課主査
保健福祉部地域医療課医務係長	保健福祉部医務薬務課主査	水産林務部栽培振興課増殖係長	水産林務部漁業管理課主査
保健福祉部地域医療課救急医療係長	保健福祉部医療政策課主査	水産林務部漁業管理課遊漁調整係長	水産林務部漁業指導課主査
保健福祉部地域医療課看護対策室計画係長	保健福祉部医療政策課看護対策室主査	水産林務部漁業管理課国際漁業係長	水産林務部漁業指導課主査
保健福祉部地域医療課看護対策室業務係長	保健福祉部医療政策課看護対策室主査	水産林務部資源管理課長補佐（資源評価と資源計画に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部漁業管理課主幹
保健福祉部薬務課長補佐	保健福祉部医務薬務課主幹	水産林務部資源管理課長補佐（資源評価と資源計画に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	水産林務部漁業指導課主幹
保健福祉部薬務課主任技師	保健福祉部医務薬務課主幹	水産林務部資源管理課調整係長	水産林務部漁業指導課主査
保健福祉部薬務課企画調整係長	保健福祉部医務薬務課主査	水産林務部資源管理課資源計画係長	水産林務部漁業管理課主査
保健福祉部薬務課薬事係長	保健福祉部医務薬務課主査	水産林務部資源管理課資源利用係長	水産林務部漁業管理課主査
保健福祉部薬務課製薬振興係長	保健福祉部医務薬務課主査	水産林務部木材振興課特産振興係長	水産林務部林業振興課主査
保健福祉部薬務課温泉指導係長	保健福祉部医務薬務課主査	水産林務部森林計画課林地調整係長	水産林務部治山課主査
保健福祉部薬務課麻薬係長	保健福祉部医務薬務課主査	建設部建築整備室建築課主幹	建設部建築整備室計画管理課主幹
保健福祉部児童家庭課長補佐	保健福祉部子ども未来づくり推進室主幹	建設部道路計画課市町村道室市町村道計画係長	建設部道路計画課高速道室主査
保健福祉部児童家庭課企画調整係長	保健福祉部子ども未来づくり推進室主査	建設部河川課ダム室ダム計画係長	建設部河川課河川開発室主査
保健福祉部児童家庭課児童育成係長	保健福祉部子ども未来づくり推進室主査	建設部河川課ダム室ダム建設係長	建設部河川課河川開発室主査
保健福祉部児童家庭課母子保育係長	保健福祉部子ども未来づくり推進室主査	出納局総務課指導係長	出納局指導審査課主査
保健福祉部児童家庭課児童手当係長	保健福祉部子ども未来づくり推進室主査	出納局審査課長補佐	出納局指導審査課主幹
保健福祉部児童家庭課施設係長	保健福祉部子ども未来づくり推進室主査	出納局審査課審査第一係長	出納局指導審査課主査
農政部道産食品安全室生産資材係長	農政部農業改良課主査	出納局審査課審査第二係長	出納局指導審査課主査
農政部農村計画課主任技師	農政部農村計画課主幹	出納局審査課審査第三係長	出納局指導審査課主査
水産林務部栽培振興課長補佐	水産林務部水産振興課主幹	出納局審査課審査第四係長	出納局指導審査課主査
水産林務部栽培振興課調整係長	水産林務部水産振興課主査	札幌医科大学事務局病院課医療システム係長	札幌医科大学事務局主査
水産林務部栽培振興課栽培計画係長	水産林務部水産振興課主査		
水産林務部栽培振興課栽培事業係長	水産林務部水産振興課主査		
水産林務部栽培振興課漁場計画係長	水産林務部水産振興課主査		
水産林務部栽培振興課漁場造成係長	水産林務部水産振興課主査		

心身障害者総合相談所庶務課管理係長	心身障害者総合相談所企画総務課管理係長	檜山支庁農業振興部整備課主査（中山間整備に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	檜山支庁農業振興部整備課中山間整備係長
心身障害者総合相談所企画指導課調整係長	心身障害者総合相談所企画総務課調整係長	後志支庁総務部税務課税務係長	後志支庁総務部税務課納税管理係長
心身障害者総合相談所企画指導課指導係長	心身障害者総合相談所企画総務課調整係長	後志支庁地域政策部地域政策観光課地域振興係長	後志支庁地域政策部地域政策観光課主査
北見保健所生活衛生課主幹（食肉検査に係る事務を処理すべきこととされている主幹に限る。）	北見保健所食肉検査課長	空知支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	空知支庁地域政策部地域政策課主査
北見保健所生活衛生課食肉検査係長	北見保健所食肉検査課食肉検査係長	上川支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	上川支庁地域政策部地域政策課主査
北見保健所生活衛生課主査（食肉検査に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	北見保健所食肉検査課主査	上川支庁税務部管理課自動車税第一係長	上川支庁税務部課税課自動車税第一係長
釧路保健所生活衛生課主幹（食肉検査に係る事務を処理すべきこととされている主幹に限る。）	釧路保健所食肉検査課長	上川支庁税務部管理課自動車税第二係長	上川支庁税務部課税課自動車税第二係長
釧路保健所生活衛生課食肉検査係長	釧路保健所食肉検査課食肉検査係長	上川支庁税務部管理課収納管理係長	上川支庁税務部納税課収納管理係長
釧路保健所生活衛生課主査（食肉検査に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	釧路保健所食肉検査課主査	留萌支庁総務部税務課税務係長	留萌支庁総務部税務課納税管理係長
札幌高等技術専門学院職業能力開発研究室長	経済部人材育成課主幹	留萌支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	留萌支庁地域政策部地域政策課主査
石狩支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	石狩支庁地域政策部地域政策課主査	宗谷支庁総務部税務課税務係長	宗谷支庁総務部税務課納税管理係長
石狩支庁経済部商工労働観光課人材育成係長	石狩支庁経済部商工労働観光課雇用対策係長	宗谷支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	宗谷支庁地域政策部地域政策課主査
渡島支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	渡島支庁地域政策部地域政策課主査	網走支庁総務部税務課税務係長	網走支庁総務部税務課納税管理係長
渡島支庁経済部商工労働観光課主査（雇用対策に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	渡島支庁経済部商工労働観光課雇用対策係長	網走支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	網走支庁地域政策部地域政策課主査
檜山支庁総務部税務課税務係長	檜山支庁総務部税務課納税管理係長	胆振支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	胆振支庁地域政策部地域政策課主査
檜山支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	檜山支庁地域政策部地域政策課主査	日高支庁総務部税務課税務係長	日高支庁総務部税務課納税管理係長
		日高支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	日高支庁地域政策部地域政策課主査
		十勝支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	十勝支庁地域政策部地域政策課主査

釧路支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	釧路支庁地域政策部地域政策課主査
根室支庁総務部税務課税務係長	根室支庁総務部税務課納税管理係長
根室支庁地域政策部地域政策課地域振興係長	根室支庁地域政策部地域政策課主査

- (北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「北海道環境生活部環境室廃棄物対策課」を「北海道環境生活部環境室環境保全課」に改める。
(北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正)
- 6 北海道地方薬事審議会条例施行規則(昭和37年北海道規則第55号)の一部を次のように改正する。
第10条中「保健福祉部薬務課」を「保健福祉部医務薬務課」に改める。
(北海道財務規則の一部改正)
- 7 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表中「出納局審査課」を「出納局指導審査課」に、「審査課長」を「指導審査課長」に改め、同条第2項中「課長補佐」を「主幹」に改める。
第16条中「審査課長」を「指導審査課長」に改める。
別表第2の5の項及び6の項中「審査課長」を「指導審査課長」に改める。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年5月30日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第68号
支庁長事務委任規則の一部を改正する規則
支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。
総務部の項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り上げる。
附 則
この規則は、平成15年6月1日から施行する。
管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月30日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第69号
管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則
(管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正)
第1条 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則(昭和39年北海道規則第23号)の一部を次のように改正する。
第1号中「、課長補佐」を削る。
(地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部改正)
第2条 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則(昭和40年北海道規則第115号)の一部を次のように改正する。
第1号中「、課長補佐」を削る。
附 則
この規則は、平成15年6月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第12号
本 庁
出 先 機 関
北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年5月30日
北海道知事 高橋 はるみ
北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令
北海道庁用自動車管理規程(昭和43年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式中
「

課	課補	係				
長	長佐	長		係		

」を
「

運行管理者					
-------	--	--	--	--	--

」に改める。

別記第3号様式中

命 令		
課 長	課 補 長 佐	係 長

を

決 裁 欄		

に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号を次のように改める。

- (11) 課内参事 本庁の課に置かれた参事をいう。
- (12) 主幹 課長が指定する本庁の主幹をいう。

第3条第2項第14号中「係長」を「主査」に改める。

第4条の見出し中「係長等」を「主幹等」に改め、同条第1項中「及び入札指導監察監」を削り、「係長」を「主幹」に、「係の」を「グループの」に改め、同条第4項中「（係を置かない課に置かれた参事に限る。）」を削る。

第6条の見出し及び同条第2項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第1その2の係長専決事項中「係長専決事項」を「主幹専決事項」に改める。

別表第2の総務部人事課の事項第1項の部長専決事項の欄第1号中「係長」を「主査」に改め、「（支庁長の権限とされているものを除く。）」を削り、同欄第2号から第4号までの規定及び第6号中「係長」を「主査」に改め、同事項の課長専決事項の欄第1号及び第6号中「係長」を「主査」に改め、同事項第3項中「係長」を「主査」に改め、同表の環境生活部環境室廃棄物対策課の事項中「環境室廃棄物対策課」を「環境室循環型社会推進課」に改め、同事項第1項の課長専決事項の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号を第3号とし、第10号を第4号とし、第11号及び第12号を削り、第13号を第5号とし、第14号を第6号とし、第15号を第7号とし、同部生活文化・青少年室生活振興課の事項第2項を次のように改める。

2 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の施行に関する事務

- (1) 第9条第2項の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- (2) 第15条第2項の規定に基づき、事業者に対し、商品又は役務に係る適正な規格、表示等の基準を遵守するよう勧告すること。
- (3) 第17条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不当な取引方法を用いないよう勧告すること。
- (4) 第19条第2項の規定に基づき、事業者に対し、買占め等をしている商品の売渡しをすべきことを勧告すること。
- (5) 第20条第2項の規定に基づき、事業者に対し、価格等が著しく不当な商品の価格等を引き下げよう勧告すること。
- (1) 第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務による危害に関し、調査すること。
- (2) 第13条の規定に基づき、事業者がその供給する商品及び役務について規格、表示並びに容器及び包装の適正化の推進を図るため必要な指導を行うこと。
- (3) 第17条第1項の規定に基づき、取引の実態等について調査を行うこと。
- (4) 第22条の規定に基づき、価格の著しく高い商品を調査し、必要な措置を講ずること。
- (5) 第24条第1項の規定に基づき、消費者の苦情の内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講ずること。
- (6) 第24条第2項の規定に基づき、事業者等に対し、資料の提出を求めること。

- (7) 第30条第1項の規定に基づき、消費者からの知事に対する申出を受理すること。
- (8) 第30条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、条例に基づく措置その他適当な措置を講ずること。
- (9) 第30条第3項の規定に基づき、知事への申出の内容並びに処理の経過及び結果の概要を公表すること。
- (10) 第49条の規定に基づき、北海道消費者苦情処理委員会において処理した事案の経過及び結果の概要を公表すること。
- (11) 第50条第1項の規定に基づき、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。
- (12) 第51条第1項の規定に基づき、勧告に従わない者等がある旨を公表すること。
- (13) 第51条第2項の規定に基づき、公表しようとする者に弁明の機会を与えること。

別表第2の環境生活部生活文化・青少年室生活振興課の事項に次の8項を加える。

4 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関する事務

- (1) 第7条の規定に基づき、販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (2) 第8条の規定に基づき、販売業者等に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。
- (3) 第38条の規定に基づき、統括者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (4) 第39条の規定に基づき、統括者等に対し、勧誘を行い若しくは行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。
- (5) 第60条第1項の規定に基づき、申出を受理すること。
- (6) 第60条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、特定商取引に関する法律に基づく措置その他適当な措置をとること。
- (7) 第66条第1項の規定に基づき、販売業者等に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。

表すること。

- (5) 第46条の規定に基づき、役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (6) 第47条の規定に基づき、役務提供事業者等に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。
- (7) 第56条の規定に基づき、業務提供誘引販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (8) 第57条の規定に基づき、業務提供誘引販売業者に対し、業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。

5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関する事務

- (1) 第9条の2の規定に基づき、事業者に対し、違反行為を取りやめるべきこと又はこれに関連する公示をすることを指示すること。
- (2) 第9条の3の規定に基づき、公正取引委員会に対し、適当な措置を取るべきことを求めること。

- (1) 第9条の4の規定に基づき、事業者に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。

6 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関する事務

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、販売業者等に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

- (1) 第4条第2項の規定に基づき、指示に従わない販売業者等を公表すること。
- (2) 第10条第1項の規定に基づき、申出を受理すること。
- (3) 第10条第2項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。
- (4) 第19条第1項の規定に基づき、販売業者等から報告を徴すること（支庁長の権限と

7 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事務

されているものを除く。）。

- (1) 第83条第1項の規定に基づき、販売事業者等に対し、その業務の状況に関し、報告をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。

8 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関する事務

- (1) 第19条の9第1項及び第2項の規定に基づき、製造業者等に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

- (1) 第20条第2項の規定に基づき、製造業者等に対し、報告を求め、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。
- (2) 第21条第1項の規定に基づき、申出を受理すること。
- (3) 第21条第2項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。

9 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関する事務

- (1) 第10条の規定に基づき、会員制事業者等に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (2) 第11条の規定に基づき、会員制事業者等に対し、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること及びその旨を公表すること。

- (1) 第17条第1項の規定に基づき、会員制事業者等に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

10 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関する事務

- (1) 第6条第2項の規定に基づき、小売業者に対し、標準価格又は指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示すること。

- (1) 第6条第3項の規定に基づき、指示を受けた者が指示に従わなかった旨を公表すること。
- (2) 第7条第2項の規定に基づき、指示を受

11 生活関連物資等の買占め及び売惜し
みに対する緊急措置に関する法律（昭
和48年法律第48号）の施行に関する事
務

(2) 第7条第1項の規定に基づき、指定物
資を販売する者に対し、標準価格又は取引
の態様若しくは地域の事情その他の事情を
参酌して妥当と認められる価格以下の価格
で当該指定物資を販売すべきことを指示す
ること。

けた者が指示に従わなかった旨を公表する
こと。

(3) 第30条第1項の規定に基づき、指定物資
を販売する者に対し、報告させ、又は職員
に立入検査をさせること。

(1) 第4条第1項の規定に基づき、特定物資
の生産者等に対し、当該特定物資の売渡し
をすべきことを指示すること。

(1) 第4条第5項の規定に基づき、裁定した
旨を通知すること。

(2) 第4条第2項の規定に基づき、指示に従
わなかった者に対し、当該特定物資の売渡
しをすべきことを命ずること。

(2) 第5条第1項の規定に基づき、特定物資
の生産者等に対し、報告をさせ、又はその
職員に立入検査をさせること。

(3) 第4条第4項の規定に基づき、裁定を行
うこと。

別表第2の保健福祉部総務課の事項の前に次の1事項を加える。

子ども 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
未来づ の施行に関する事務
くり推
進室

(1) 第20条第1項の規定に基づき、身体に障
害のある児童の育成医療に要する費用の負
担を決定すること。

(2) 第21条の3の規定に基づき、指定育成医
療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審
査し、並びに診療報酬の額を決定すること。

(3) 第21条の9第1項の規定に基づき、骨関
節結核その他の結核等にかかっている児童
の療育に要する費用の負担を決定すること。

(4) 第21条の9第8項の規定に基づき、指定
療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を
審査し、並びに診療報酬の額を決定するこ
と。

(5) 第30条の2の規定に基づき、里親等に対

2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務

3 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事務

- し、児童の保護について必要な指示をし、又は報告をさせること。
- (6) 第34条第1項第9号の規定に基づき、児童を自己の支配下に置く行為を承認すること。
 - (7) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この項において「省令」という。）第38条第2項第2号の規定に基づき、児童厚生員として適当と認定すること。
 - (8) 省令第43条第5号又は第6号の規定に基づき、児童指導員として適当と認定すること。
 - (9) 省令第81条第2号の規定に基づき、児童自立支援施設の長として適当と認定すること。
 - (10) 省令第82条第5号の規定に基づき、児童自立支援専門員として適当と認定すること。
 - (11) 省令第83条第2号の規定に基づき、児童生活支援員として適当と認定すること。
-
- (1) 第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公共的施設の管理者と協議すること。
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条（第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資金の貸付けを停止すること。
-
- (1) 第15条第1項の規定に基づき、受胎調節の実地指導を業として行うものを指定すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。
 - (2) 第15条第2項の規定に基づき、受胎調節

4 母子保健法（昭和40年法律第141号）
の施行に関する事務

- の实地指導を業として行うものの指定を受けるために終了すべき講習を認定すること。
- (3) 第39条第2項の規定に基づき、受胎調節の实地指導を業として行うものの指定を取り消すこと（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。
- (4) 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）第6条の規定に基づき、認定講習の認定を取り消すこと。
- (5) 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第15条第4項の規定に基づき、被指定者の指定を取り消すこと（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。

- (1) 第20条第1項の規定に基づき、未熟児の養育医療に要する費用の負担を決定すること。
- (2) 第20条第5項の規定に基づき、指定養育医療機関を指定すること。
- (3) 第20条第6項の規定に基づき、指定養育医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。

別表第2の保健福祉部地域医療課の事項中「地域医療課」を「医療政策課」に改め、同事項中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同部保健予防課の事項中「保健予防課」を「疾病対策課」に改め、同事項中第6項及び第7項を削り、第8項を第6

項とし、第9項を削り、同部薬務課の事項中「薬務課」を「医務薬務課」に改め、同事項中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同事項に第1項として次のように加える。

1 医療法（昭和23年法律第205号）の
施行に関する事務

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、地域医療支援病院と称することを承認すること。

- (1) 第24条の規定に基づき、病院の開設者に対し、その修繕又は改築を命ずること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものを除く。）。

- (2) 第28条の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設者に対し、その管理者の変更を命ずること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものを除く。）。
- (3) 第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者又は管理者に対し、建物、設備器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させ、若しくは実地修練を行わせるのに必要な条件を整備することを命じ、又は公的医療機関の開設者に対してその運営に関し必要な指示をすること。
- (4) 第56条第3項の規定に基づき、解散した医療法人の財産で処分されないものを他の医療事業を行う者に帰属させることを認可すること。
- (5) 第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条並びに第56条の規定に基づき、医療法人の名称、事務所及び理事の任命の方法を定め、並びに仮理事を選任すること。
- (6) 第69条第1項第11号の規定に基づき、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告する事項を定めること。

別表第2の保健福祉部地域福祉課の事項に次の1項を加える。

4 児童福祉法の施行に関する事務

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）第41条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保育士試験の受験科目の一部を免除すること。

別表第2の保健福祉部児童家庭課の事項及び農政部道産食品安全室の事項を削り、同部農地調整課の事項第4項の課長専決事項の欄第1号中「同意する」を「、市町村から協議を受

ける」に改め、同部農業改良課の事項に次の1項を加える。

2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関する事務

別表第2の農政部農産園芸課の事項第5項中「馬鈴しよ原原種、さとうきび原原種及び茶原種配布要綱」を「ばれいしよ原原種、茶原種及びさとうきび原原種配布要綱」に、「第8条第1項」を「第9の1」に改め、同表の水産林務部栽培振興課の事項を削り、同部漁業管理課の事項第1項の部長専決事項の欄第1号から第4号までの規定中「こと」の次に「（海面漁業に関することに限る。）」を加え、同欄第5号中「又は内水面漁場管理委員会」を削り、同欄第6号中「（第132条において内水面漁場管理委員会に準用する場合を含む。）」を削り、同欄第8号中「こと」の次に「（海区漁業調整委員会に関することに限る。）」を加え、同項課長専決事項の欄第1号を削り、同欄第2号中「こと」の次に「（海面漁業に関することに限る。）」を加え、同号を同欄第1号とし、同欄第3号中「又は内水面漁場管理

(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。

委員会」を削り、同号を同欄第2号とし、同欄第4号中「こと」の次に「（海面漁業に関することに限る。）」を加え、同号を同欄第3号とし、同事項第2項の課長専決事項の欄第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次のように加える。

(1) 第6条第2項の規定に基づき、許可の申請期間を定めること。

別表第2の水産林務部漁業管理課の事項第3項及び第4項を削り、同部資源管理課の事項中「資源管理課」を「漁業指導課」に改め、同事項第1項を同事項第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

1 漁業法（昭和24年法律第267号）の 施行に関する事務

- (1) 第11条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業の免許、内容等を事前に定め、及びこれを変更すること（内水面漁業に関することに限る。）。)
 - (2) 第21条第2項の規定に基づき、漁業権の存続の期間の特例を定めること（内水面漁業に関することに限る。）。)
 - (3) 第39条第8項の規定に基づき、補償金額を決定すること（内水面漁業に関することに限る。）。)
 - (4) 第39条第13項の規定に基づき、損失補償の額の全部又は一部を受益者に負担させること（内水面漁業に関することに限る。）。)
 - (5) 第67条第3項、第4項及び第11項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の指示について必要な指示をし、指示を取り消し、及び指示に従うべきことを命ずること。
 - (6) 第132条において準用する第85条第2項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の会長を選任すること。
 - (7) 第132条において準用する第85条第4項
- (1) 第5条の規定に基づき、代表者を指定すること（内水面漁業に関することに限る。）。)
 - (2) 第67条第8項及び第9項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の申請を受け、指示に係る異議の申出を催告すること。
 - (3) 第72条の規定に基づき、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、漁場の標識の建設又は漁業の標識の設置を命ずること（内水面漁業に関することに限る。）。)

及び第5項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会に専門委員を置くこと。

(8) 第132条において準用する第100条の規定に基づき、第85条第3項第2号の委員を解任すること（内水面漁場管理委員会に関することに限る。）。

2 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行に関する事務

- (1) 第22条第2項の規定に基づき、さく河魚類のさく上を妨げないように管理することを命ずること。
- (2) 第33条の規定に基づき、水産資源の保護培養に関し、漁業協同組合その他の者に対し、協力を求めること。

3 北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の施行に関する事務

- (1) 第21条第3項の規定に基づき、除外設備の設置又は変更を命ずること。
- (2) 第27条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕を許可し、又は許可内容の変更を許可すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。

4 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行に関する事務

- (1) 第20条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を行うこと。
- (2) 第22条の規定に基づき、遊漁船業団体に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (3) 第23条の規定に基づき、遊漁船団体の指定を取り消すこと。

別表第2の建設部道路整備課の事項第1項の部長専決事項の欄第3号を第4号とし、第2号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 第7条第1項の規定に基づき、道道の路線を認定すること。
- (2) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、道道の路線の全部若しくは一部を廃止し、又は変更すること。

別表第2の建設部道路整備課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域の決定、変更、供用の開始等を行うこと。

別表第2の建設部河川課の事項第1項の部長専決事項の欄第1号中「二級河川の」を削り、同部都市環境課の事項第5項の課長専決事項の欄第1号中「宅地造成」を「土地の造成工事及び宅地防災工事」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の出納局指導検査室の事項を削り、同局総務課の事項第1項中「北海道財務規則」の次に「（昭和45年北海道規則第30号）」を加え、同局審査課の事項中「審査課」を「指導審査課」に改め、同事項に次の1項を加える。

2 北海道財務規則の施行に関する事務

- (1) 第348条第2項の規定に基づき、支庁長をして行わせる財務事務の検査の範囲等を定めること。
- (2) 第350条第1項の規定に基づき、検査員を命ずること。
- (3) 第351条第10号の規定に基づき、実地検査事項の指定を行うこと。
- (4) 第352条の規定に基づき、実地検査の通知を行うこと。
- (5) 第353条の規定に基づき、実地検査の結果の報告を受け、及び改善の指示を行うこと。

- (1) 第348条第1項の規定に基づき、本庁所属の地方部局について書面審査を行うこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第1号を次のように改める。

- (1) 第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可及び変更の許可をすること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第38号を第51号とし、第33号から第37号までを13号ずつ繰り下げ、同項第32号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号。以下この項において「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同項第45号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (43) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号。以下この項において「規則」という。）第2条第1項から第4項までの規定に基づき、申請のあった一般廃棄物処理施設に係る許可証の書換えをすること。
- (44) 規則第3条第1項の規定に基づき、申請のあった一般廃棄物処理施設に係る許可証の再交付をすること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第31号を第42号とし、第2号から第30号までを11号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の11号を加える。

- (2) 第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可等申請書を公衆の縦覧に供すること。
- (3) 第8条第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上関係がある市町村長に通知し、当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴くこと。
- (4) 第8条第6項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係者からの生活環境の保全上の見地からの意見書を受理すること。
- (5) 第8条の2第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の使用前の検査を行い、当該施設が設置計画に適合していると認めること。
- (6) 第8条の5第4項の規定に基づき、特定一般廃棄物最終処分場の維持管理積立金の額を算定し、通知すること。

- (7) 第9条第3項から第5項までの規定に基づき、一般廃棄物処理施設の軽微変更等の届出及び一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了の届出を受理し、並びに一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。
- (8) 第9条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可を取り消し、又は一般廃棄物処理施設の改善若しくは使用の停止を命ずること。
- (9) 第9条の3第9項の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずること。
- (10) 第9条の5第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けについて許可をすること。
- (11) 第9条の6第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割による施設の承継を認可すること。
- (12) 第9条の7第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継した旨の届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第15項を削り、第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務

- (1) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者を登録し、及びその旨を通知すること。
- (2) 第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- (3) 第12条第2項において準用する第10条及び第11条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の更新又はその拒否をし、及びその旨を通知すること。
- (4) 第13条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の変更届出に関し登録簿に登録した旨又は拒否した旨を通知すること。
- (5) 第14条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (6) 第15条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- (7) 第16条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- (8) 第17条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (9) 第17条第2項において準用する第11条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の取消し等をした旨の通知をすること。
- (10) 第22条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者からの回収量等の報告を受

理すること。

- (11) 第23条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者に対し指導及び助言をすること。
- (12) 第24条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者に対し勧告し、並びに同条第3項に基づきその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (13) 第26条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者を登録し、及びその旨を通知すること。
- (14) 第27条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- (15) 第28条第1項において準用する第12条第2項において準用する第10条及び第11条の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録の更新又はその拒否をし、及びその旨を通知すること。
- (16) 第28条第1項において準用する第13条第2項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の変更届出に関し登録簿に登録した旨又は拒否した旨を通知すること。
- (17) 第28条第1項において準用する第14条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (18) 第28条第1項において準用する第15条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の廃業等の届出を受理すること。
- (19) 第28条第1項において準用する第16条の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録を抹消すること。
- (20) 第28条第1項において準用する第17条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (21) 第28条第1項において準用する第17条第2項において準用する第11条第2項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者の登録の取消し等をした旨を通知すること。
- (22) 第30条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者を登録し、及びその旨を通知すること。
- (23) 第31条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- (24) 第32条第2項及び第4項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録又はその拒否をし、及びその旨を通知すること。
- (25) 第32条第7項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を通知すること。
- (26) 第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する第10条及び第11条の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の更新又はその拒否をし、及びその旨を通知すること。
- (27) 第33条第1項において準用する第13条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の変更届出に関し登録簿に登録した旨又は拒否した旨を通知すること。

- (28) 第33条第1項において準用する第14条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (29) 第33条第1項において準用する第15条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の廃業の届出を受理すること。
- (30) 第33条第1項において準用する第16条の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- (31) 第33条第1項において準用する第17条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (32) 第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第11条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の取消し等をした旨を通知すること。
- (33) 第42条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し指導及び助言をすること。
- (34) 第43条第1項の規定に基づき第2種フロン類回収業者に対し勧告し、同条第4項に基づき第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者に対し勧告し及び同条第6項に基づきその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (35) 第64条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し勧告し、並びに同条第2項の規定に基づきその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (36) 第70条に基づき、フロン類の回収の状況等に関し報告を求めること。
- (37) 第71条に基づき、職員に立入検査をさせること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項に次の6項を加える。

18 北海道消費生活条例の施行に関する事務

- (1) 第50条第1項の規定に基づき、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入調査をさせること（報告又は資料の提供を求めらるることにあっては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

19 特定商取引に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第66条第1項の規定に基づき、販売業者等に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（報告をさせることについては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

20 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務

- (1) 第9条の4第1項の規定に基づき、事業者に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（報告を求めらるることにあっては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

21 家庭用品品質表示法の施行に関する事務

- (1) 第19条第1項の規定に基づき、販売業者等から報告を徴すること（2以上の支庁の

所管区域にわたるものを除く。）。

22 消費生活用製品安全法の施行に関する事務

- (1) 第83条第1項の規定に基づき、販売事業者等に対し、その業務の状況に関し報告をさせること（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

23 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第20条第2項の規定に基づき、製造業者等に対し、報告を求め、又は職員に立入検査をさせること（報告を求めらるることにあっては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第18項第1号中「農業販売業者」を「農業販売者」に改め、「こと」の次に「（2以上の支庁の区域内に営業所を設けて、その事業を営む者に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「第13条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同号を同項第3号とし、同事項中第20項を削り、第21項を第20項とし、同事項第22項中第22号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (24) 国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項の規定に基づき、農林水産省所管の公共用財産とする土地の登記を囑託すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第22項中第21号を第22号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号の次に次の1号を加え、同項を同事項第21項とする。

- (16) 第24条第1項の規定に基づき、海岸保全区域台帳を調製すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第23項中第17号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (19) 国有財産法施行令第6条第2項の規定に基づき、農林水産省所管の公共用財産とする土地の登記を囑託すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第23項中第16号の次に次の1号を加え、同項を同事項第22項とする。

- (17) 第26条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域台帳を調製すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第24項を第23項とし、第25項から第38項までを1号ずつ繰り下げ、同表の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第1号中「（別表第2の2に掲げる区域に係るものを除く。）」を削り、同表の支庁の本庁建設部の分掌事項第3項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。

- (1) 第5条第3項の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出をした者に対して、計画の変更又は廃止を命ずること。

別表第6の部長の決裁事項の項中「総務部団体指導室」を「総務部行財政システム改革推進室」に、「団体指導室参事」を「行財政システム改革推進室長が指定する参事」に改め、

「防災消防課長」の次に「、総合企画部計画室にあつては計画室長が指定する参事」を、「交通企画課長」の次に「、総合企画部IT推進室にあつては情報政策課長」を、「道立病院管理室参事」の次に「、保健福祉部子ども未来づくり推進室にあつては子ども未来づくり推進室参事、農政部農業企画室にあつては農政部長が指定する農業企画室参事、農政部道産食品安全室にあつては農政部長が指定する道産食品安全室参事」を加え、「指導検査室にあつては指導検査室参事、」を削り、同表の課長の決裁事項の項中「課長補佐」及び「係長」を「主幹」に改め、同表の衛生学院長の決裁事項を次のように改める。

衛生学院長の決裁 総務課長
事項

別表第6の心身障害者総合相談所長の決裁事項の項中「庶務課長」を「企画総務課長」に改め、同表の大阪事務所長の決裁事項の項中「副所長」を「大阪事務所の主幹」に改め、同表の高等技術専門学院長の決裁事項の項中「とし、職業能力開発研究室の主管する事務については職業能力開発研究室」を削り、同表の道民の森活動促進センター所長の決裁事項を次のように改める。

道民の森活動促進 所長が指定する主幹
センター所長の決
裁事項

附 則

- この訓令は、平成15年6月1日から施行する。
- この訓令による改正前の北海道事務決裁規程第2条第11号及び第6条第2項の規定は、北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）附則第5項の規定により本庁とみなされる組織において、同項に規定する知事の事務の処理に関しては、なおその効力を有する。

北海道訓令第14号

本 庁
出 先 機 関

考査監設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

考査監設置規程の一部を改正する訓令

考査監設置規程（平成9年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「出納局指導検査室」を「出納局指導審査課」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第15号

本 庁
出 先 機 関

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令

北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記の2の項第2号から第4号までの規定中「（ 部 課 係）」を「（ 部 課 グループ）」に改め、別記の4の項第1号中「（ 課 係）」を「（ 課 グループ）」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第16号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「主管係」を「主管グループ又は主管係」に改める。

第12条中「昭和41年北海道訓令第3号」の次に「。以下「事務決裁規程」という。」を加え、「主管係」を「主管グループ又は主管係」に改める。

第15条第1項中「補佐する職」の次に「（事務決裁規程第2条第12号の主幹を除く。）」を加える。

別表の付表中「総合防災対策室原子力安全 原 安 対策課」を「総合防災対策室原子力対策課 行財政システム改革推

安全原安に、政策室（政策推進評価課、政策室
 進室行革」に、広報広聴課及び構造改革推
 進課を除く。）政策室政策推進評価課政策室
 広聴課を除く。政策室政策推進評価課政策室
 報広聴課を除外。政策室政策推進評価課政策室
 画室計画室に、環境室廃棄物対策課環
 境室循環型社会推進課循環に、道立病院管理室病管
 道立病院管理室病管に、地域医療課地
 子ども未来づくり推進室子ども保健予
 防課保
 医を医療政策課医政に、薬務課
 疾病対策課疾病に、薬務課
 薬務を医務薬務課医薬に、障害者保健
 児童家
 福祉課障福を障害者保健福祉課障福に、裁培
 庭課児童
 振興課裁振を水産振興課水振に、
 資源管理課資管を漁業指導課漁指

に、指
 入札管理室局指
 入総審務査課局
 審務査課局審
 入総審に改める。入札管理室局指
 入総審に改める。入札管理室局指
 別記第6号様式中「課係名」を「課グル
 ープ名」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中
 「課係名」を「課グループ名」に、「主管係」を「主管グループ」に改める。
 別記第8号様式及び別記第10号様式中「係」を削る。
附則
 1 この訓令は、平成15年6月1日から施行する。
 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道文書管理規程の規定に基づいて
 作成されている用紙がある場合には、この訓令による改正後の北海道文書管理規程
 の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道訓令第17号
 本 庁
 出 先 機 関
 北海道電子情報管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成15年5月30日
 北海道知事 高橋 はるみ
 北海道電子情報管理規程の一部を改正する訓令
 北海道電子情報管理規程（平成10年北海道訓令第8号）の一部を次のように改正する。
 別記様式中「（係）」を「（グループ又は係）」に改める。
附則
 この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第18号
 本 庁

出先機関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「電気管理係」及び「電気通信係」を
「庁用の電気に関する事務を担当する職員」に、「担当係」を「所管施設用の電気に関する事務を担当する職員」に改

める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第19号

本 庁

出 先 機 関

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令

北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 前項に定めるもののほか、本部の事務を効率的に処理するため、グループを置く。
第4条の見出し中「、係長」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 主幹は、副本部長を補佐するとともに、本部の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。

第4条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「受け、」の次に「本部の主管に属する」を加え、同項を同条第7項とし、同条第10項中「、係長」を削り、同項を同条第8項とし、同条第11項を同条第9項とする。

第5条の見出し中「、技師等」を「及び技師」に改め、同条中「、技師、主事補及び技師補」を「及び技師」に改める。

第6条の見出し及び同条中「係」を「グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道訓令第20号

本 庁

支 庁

北海道広報・広聴事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道広報・広聴事務処理規程の一部を改正する訓令

北海道広報・広聴事務処理規程（昭和42年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同条第2項中「係長」を「主査」に改める。

第10条第2項中「係長」を「主査」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

道 企 業 局 管 理 規 程

北海道企業局管理規程第4号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課）

第2条 局に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 発電課
- (3) 工業用水道課

第3条を次のように改める。

（グループ）

第3条 前条の規定により設けられた課の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第7条の2の見出し中「係」を「グループ及び係」に改め、同条第1項中「課に置く係」を「課に置くグループ」に改める。

第8条第2項の表課の部中課長補佐の項を削り、同部主幹の項を次のように改める。

主 幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
-----	-----------------------------------

第8条第3項第2号の表タイプリストの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成15年5月31日において次の表の左欄に掲げる職にあるものであって、別に辞令を発せられないものは、引き続き、当該右欄の職を命ぜられたものとする。

総務課長補佐	総務課主幹
総務課総務係長	総務課主査
総務課財務係長	総務課主査
総務課会計係長	総務課主査
総務課管財係長	総務課主査
発電課長補佐	発電課主幹
発電課電気経営係長	発電課主査
発電課企画開発係長	発電課主査
発電課発電管理係長	発電課主査
発電課発電業務係長	発電課主査

工業用水道課長補佐	工業用水道課主幹
工業用水道課工水経営係長	工業用水道課主査
工業用水道課工水管理係長	工業用水道課主査
工業用水道課工水施設係長	工業用水道課主査

（北海道企業職員給与規程の一部改正）

- 3 北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4級の項1の事項中「係長又は」を削り、同表の5級の項1の事項中「係長又は」を削り、同表の6級の項1の事項中「係長又は」を削り、同表の7級の項1の事項中「課長補佐、」を削り、同表の7級の項2の事項中「係長又は」を削り、同表の8級の項1の事項中「課長補佐、」を削る。

別表第2の2中「課長補佐、」を削る。

（北海道企業局職員の賞罰及び賠償審査委員会規程の一部改正）

- 4 北海道企業局職員の賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和48年北海道企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

（北海道企業局処務規程の一部改正）

- 5 北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「課長補佐」を「主幹」に改める。

（北海道企業局財務規程の一部改正）

- 6 北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までの規定中「総務課長補佐」を「総務課主幹」に改める。

第16号様式中 「

予 算 経 理 係 長

」 を 「

総 務 課 主 査

」 に改める。

（北海道電気事業電気工作物保安規程の一部改正）

- 7 北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「課長補佐」を「主幹」に改める。

（北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部改正）

- 8 北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業局管理規程第3号）の

一部を次のように改正する。

別表第2中「課長補佐」を「主幹」に改める。

(北海道企業局資金運用委員会規程の一部改正)

9 北海道企業局資金運用委員会規程(平成2年北海道企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務課長補佐」を「総務課主幹」に改める。

第6条第2項中「予算経理係長」を「主査」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「係」を「グループ」に改める。

第9条第2項の表室の部室長の項中「掌理する。」を「掌理し、所属職員を指揮監督する。」に改め、同表中

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、掌理する。	を
---	----	------------------------	---

課及び室	主幹	課長を補佐するとともに、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	に改め、同条第3項
------	----	--	-----------

(1)の表中「(1)次長、参事、課長補佐等」を「(1)次長、参事等」に改め、同表課の部課長補佐の項及び主幹の項を削り、同表組織の欄中「課」を「課及び室」に改める。

附 則

- この訓令は、平成15年6月1日から施行する。
- 平成15年5月31日において、現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

総務課長補佐	総務課主幹
総務課総務係長	総務課主査
総務課予算経理係長	総務課主査
総務課国際交流渉外係長	総務課主査
総務課管理係長	総務課主査
議事課長補佐	議事課主幹
議事課調整係長	議事課主査
議事課議事係長	議事課主査
政策調査課長補佐	政策調査課主幹
政策調査課企画広報係長	政策調査課主査
政策調査課法制係長	政策調査課主査
秘書室秘書係長	秘書室主査

北海道議会訓令第3号

北海道議会事務局

北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第2号

北海道議会事務局

北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道議会議長 神 戸 典 臣

北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局組織規程(昭和52年北海道議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に次に掲げる課及び室を置く。

総務課

議事課

政策調査課

秘書室

2 前項のほか、議事課に速記室を置く。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第2条の規定により設けられた課及び室の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第5条の総務課の事項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同事項第17号中「公邸及び」を削り、同号を第16号とし、同事項第18号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の秘書室の事項に次の2号を加える。

4 自動車の管理運営に関すること。

5 公邸に関すること。

平成15年5月30日

北海道議会議長 神 戸 典 臣

北海道議会議務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道議会議務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「及び課長補佐」を削る。

第7条（見出しを含む。）中「係長」を「主幹」に改める。

別表第1中「係長」を「主査」に改める。

別表第2その1中「係長」を「主査」に改め、同表その2中「係長」を「主幹」に改める。

別表第3中「係長」を「主幹」に改める。

別表第4中「課長補佐」を「主幹」に、「係長」を「主査」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道議会訓令第4号

北海道議会議務局

北海道議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道議会議長 神 戸 典 臣

北海道議会公印規程の一部を改正する訓令

北海道議会公印規程（昭和52年北海道議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。第8条中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（公印の事前押印）

第8条 賞状、撮影許可書等の文書であって交付を受ける者が未確定のもの又は交付する日が未確定のものについて、公印を事前に押印する必要があると認められるときは、課長（秘書室長を含む。）は、別記第3号様式の公印事前使用申請（承認）書を公印管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第3号様式中

請求課	課	長	公印管理者	課長補佐	係	長	係
	課						

を

請求課	課	長	公印管理者	回	議	担	当	者
	課							

に、

「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式（第8条関係）

公 印 事 前 使 用 申 請 （ 承 認 ） 書		申請課名	
申 請 者	決 裁 権 者	回	議 担 当 者
次のとおり公印の事前押印を申請する。			
総 務 課 長 様		年 月 日	
		職 名	
公印事前使用承認申請書			
1	公印の種類		
2	文書の名称及び枚数		
3	事前使用を行う理由		
承 認 者	決 裁 権 者	回	議 担 当 者
上記申請を承認する。			
様		年 月 日	
		総 務 課 長	

注 事前使用を行う文書の写しを添付すること。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道議会訓令第5号

北海道議会議務局

北海道議会議務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道議会議長 神戸典臣

北海道議会議務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令

北海道議会議務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「総務課長補佐」を「総務課主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

北海道議会訓令第6号

北海道議会議務局

北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道議会議長 神戸典臣

北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道議会議務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「総務課長補佐」を「総務課主幹」に改める。

第7条第1号イ及びロを次のように改める。

ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条及び第111条の規定により制定するもの

イ 規則 地方自治法第120条及び第130条第3項の規定により制定するもの

第7条第2号イからニまでを次のように改める。

ア 訓令 議長が事務局の職員に対し、一般的に命令するもの

イ 訓 議長が事務局の職員に対し、個別的に命令するもの

ウ 達 特定の団体又は個人に対し、許可、認可等を取り消し、又は一方的に作為若しくは不作為を命令するために発するもの

エ 指令 申請、出願等に対し、許可、認可等を行うために発するもの

第9条第2号中「による文書」を「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項

に規定する信書便（第31条において「信書便」という。）の役務のうち書留扱いに準ずるものとして事務局長が定めるものによる文書（以下「書留文書等」という。）に改め、同条第3号中「書留扱いによる文書」を「書留文書等」に改める。

第12条第3項、第13条並びに第15条第1項及び第2項中「主管係」を「主管グループ」に改める。

第17条第1項中「を補佐する職」の次に「（主幹を除く。）」を加える。

第18条第1項第3号イからニまでを次のように改める。

ア 重要なもの 重要
イ 至急の取扱いを要するもの 至急（期限のあるものについては、その期日を付記する。）

ウ 北海道公報に登載を要するもの 公報登載

エ 施行の際、特殊の取扱いを要するもの 親展、書留、速達、配達証明、内容証明、要契印等

第28条中「課係名等」を「課グループ名等」に改める。

第31条中「郵便」の次に「若しくは信書便」を加える。

別記第2号様式中「扱局番号」を「扱局番号等」に改める。

別記第5号様式及び別記第8号様式中「書留扱いによる文書」を「書留文書等」に改める。

別記第9号様式及び別記第11号様式中「係」を削る。

別記第14号様式、別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第17号様式中「 課（室） 係」を「 課（室）」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道議会議務局文書管理規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道議会議務局文書管理規程の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

道 監 査 委 員 訓 令

北海道監査委員訓令第1号

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道監査委員 石 井 孝 一
 北海道監査委員 伊 藤 政 信
 北海道監査委員 前 田 榮 一
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第3条中「取扱い、」を「取り扱い、」に改める。

第4条第3項中「総務課総務係長の職にある者」を「総務課主査の職にある者であって総務課長の指名するもの」に改める。

第5条を次のとおり改める。

（文書の区分）

第5条 文書の区分は、次のとおりとする。

(1) 法規文書

条例 地方自治法第14条の規定により制定するもの

(2) 令達文書

ア 訓令 監査委員が事務局の職員に対し、一般的に命令するもの

イ 訓 監査委員が事務局の職員に対し、個別的に命令するもの

(3) 公示文書 告示、公表等一般に公示を要するもの

(4) 一般文書 前各号に掲げる文書以外のもの

第8条第5号中「書留扱い（現金書留、引受時刻証明、配達証明、代金引換及び特別送達を含む。）」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち書留扱いに準ずるものとして事務局長が定めるものによる文書」を加える。

第9条中「または」を「又は」に改める。

第10条中「主管係」を「主務課」に改める。

第11条中「主管係」を「主務課」に、「または」を「又は」に改める。

第12条第1項中「他の課等」を「他の課」に改める。

別記第5号様式中「係」を削る。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第3号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成15年5月30日

北海道監査委員 石 井 孝 一
 北海道監査委員 伊 藤 政 信
 北海道監査委員 前 田 榮 一
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

第2条第3項を削る。

第5条第1項表中

課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。
監査主幹	課長を補佐し、課の事務を整理するとともに、上司の命を受け、特定の事務についての調査、企画、立案等に従事する。
技術主監	課長を補佐し、課の事務を整理するとともに、上司の命を受け、特定の事務についての調査、企画、立案等に従事する。
監査主査	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
係 係 長	上司の命を受け、特定の事務を処理し、掌理する。

主 幹	課長を補佐するとともに、課の事務を処理し、掌理する。
監査主幹	課長を補佐し、課の事務を掌理するとともに、上司の命を受け、特定の事務についての調査、企画、立案等に従事する。
技術主監	課長を補佐し、課の事務を掌理するとともに、上司の命を受け、特定の事務についての調査、企画、立案等に従事する。
主 査	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
監査主査	上司の命を受け、特定の事務を処理する。

改める。

第7条の見出しを「（課員の事務分担）」に改め、同条第1項中「係の分掌事務及び」を削り、同条第3項中「係の分掌事務又は」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条第2項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。
別記第3中「課長補佐」を「主幹」に、「係長」を「主査」に改める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。
